

医療法人等に係る所得金額の計算書(第1号様式)記載の手引

1 計算書の用途等

この計算書は、法人事業税所得割における医療法人等の課税標準額を算定するときに記載し、申告書に添付してください。

原則として(※)第1号様式「総収入金額計(6)」から「総所得金額(1)」を減じた金額が、2号様式「医療法人等の経費の明細書」における「総額(税務調整後)の合計額」と一致します。

※第6号様式別表5において、地方税独自の税務調整が生じている場合を除きます。

2 各欄の記載の仕方と記載例

「医療事業等に係る収入金額(4)」欄には、損益計算書に計上されているすべての収入金額から、次の各項目を控除して計算した金額を記載します。

- ア 土地又は建物の譲渡益及び有価証券売却益等(その他の収入金額)
- イ 国税、地方税の還付金(その他の収入金額)
- ウ 加算金の還付金、延滞金の還付金、過誤納金の還付金(その他の収入金額)
ただし、還付加算金は、医療事業等に係る収入金額になります。
- エ 貸倒引当金及び退職給与引当金等の戻入額(繰入額と相殺して経費に加算又は減算)

※法人税別表(4)における益金算入額は収入金額に加算(益金不算入額は収入金額から減算)してください。

※患者外給食収入については、患者外給食材料費と相殺した残額を収入金額としてください。

「総所得金額(1)」欄には、法人事業税の申告書別表「所得金額に関する計算書(地方税法施行規則第6号様式別表5)の再仮計」欄の金額を記載します。

「その他の収入金額(5)」欄には、上記におけるア～ウを記載します。

※法人税別表(4)における益金算入額は収入金額に加算(益金不算入額は収入金額から減算)してください。

「社会保険分の収入金額(7)」欄には、社会保険診療報酬の内訳書における収入合計額(右下隅)を記載します。

また、「社会保険分の収入金額」の「内訳」欄には、社会保険関係法等の種類毎に区分して記載します。

※被保険者等の支払う自己負担金、初診料等の金額も含まれます。

「(社会保険分の区分明瞭な経費)(8)」欄には、第2号様式「医療法人等の経費の明細書」における「社会保険分の区分明瞭な経費の合計額」を記載します。

「共通経費(区分困難な共通経費)(9)」欄には、第2号様式「医療法人等の経費の明細書」における「共通経費(区分困難な共通経費)の合計額」を記載し

「共通経費の配分(10)」欄には、(7)を(4)で除した値(小数点第5位以下切り捨て)に(9)を乗じた額(円未満切り捨て)を記載します。

「課税部分の所得金額(13)」欄が、法人事業税における課税標準額となります。

第1号様式

医療法人等に係る所得金額の計算書

(単位:円)

事業年度	○年○月○日から △年△月△日まで	法人名	医療法人 ○○会
総所得金額		(1)	● 43,120,800
医療事業とその他の事業を 併せて行う場合の所得区分	医療事業所得金額	(2)	
	その他の事業所得金額	(3)	
総収入金額	医療事業等に係る収入金額	(4)	● 150,909,800
	その他の収入金額	(5)	● 0
計		(6)	● 150,909,800
社会保険分の収入金額		(7)	● 100,806,000
内 訳	健康保険法		● 64,372,000
	国民健康保険法		● 27,474,000
	船員保険法		
	国家公務員共済組合法		● 6,560,000
	防衛庁の職員の給与等に関する法律		
	地方公務員等共済組合法		● 2,400,000
	私立学校教職員等共済組合法		
	戦傷病者特別援護法		
	身体障害者福祉法		
	母子保健法		
	児童福祉法		
	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律		
	生活保護法		
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
	結核予防法		
	麻薬及び向精神薬取締法		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
老人保健法			
介護保険法			
(社会保険分の区分明瞭な経費)		(8)	● 0
共通経費(区分困難な共通経費)		(9)	● 102,566,000
共通経費の配分(9) × (7) / (4)		(10)	● 68,503,831
社会保険分の経費(8) + (10)		(11)	● 68,503,831
社会保険分の医療所得金額(7) - (11)		(12)	● 32,302,169
課税部分の所得金額(1) - (12)		(13)	● 10,818,631

※共通経費の配分(10)欄を求める計算式の(7)/(4)は小数点以下第5位以下を切り捨ててください。

第1号様式

医療法人等に係る所得金額の計算書

(単位:円)

事業 年度	○年○月○日から △年△月△日まで	法人名 医療法人 ○○会
総所得金額		(1) 43,120,800
医療事業とその他の事業を 併せて行う場合の所得区分	医療事業所得金額	(2)
	その他の事業所得金額	(3)
総収入金額	医療事業等に係る収入金額	(4) 150,909,800
	その他の収入金額	(5) 0
	計	(6) 150,909,800
社会保険分の収入金額		(7) 100,806,000
内 訳	健康保険法	64,372,000
	国民健康保険法	27,474,000
	船員保険法	
	国家公務員共済組合法	6,560,000
	防衛庁の職員の給与等に関する法律	
	地方公務員等共済組合法	2,400,000
	私立学校教職員等共済組合	
	戦傷病者特別援護法	
	身体障害者福祉法	
	母子保健法	
	児童福祉法	
	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	
	生活保護法	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
	結核予防法	
	麻薬及び向精神薬取締法	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
老人保健法		
介護保険法		
(社会保険分の区分明瞭な経費)		(8) 0
共通経費(区分困難な共通経費)		(9) 102,566,000
共通経費の配分(9) × $\frac{(7)}{(4)}$		(10) 68,503,831
社会保険分の経費(8) + (10)		(11) 68,503,831
社会保険分の医療所得金額(7) - (11)		(12) 32,302,169
課税部分の所得金額(1) - (12)		(13) 10,818,631

※共通経費の配分(10)欄を求める計算式の(7)/(4)は小数点以下第5位以下を切り捨ててください。

医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領

- 1 この計算書は、医療法人（公益法人等または人格のない社団等で医療保険業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する場合に添付するものです。

ただし、租税特別措置法第 67 条第 1 項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用法人は、法人の事業税の申告書「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5）の備考欄にその旨を記載するとともに所得の区分計算の明細書を添付してください。

- 2 「総所得金額（1）」欄には、上記「所得金額に関する計算書」の「再仮計^⑩」欄の金額を記載します。

なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印をつけて記載します。

- 3 医療法人等が、医療事業とその他の事業を併せて行っている場合は、それぞれの事業ごとに区分して所得金額又は欠損金額を算定し、その額を「医療事業所得金額（2）」欄及び「その他の事業所得金額（3）」欄に記載します。この場合、それぞれの事業に共通する損益金等で区分困難なものは、両事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分します。

なお、その他の事業が、医療事業に比して、社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、両事業ごとに区分計算は行わず、その他の事業の収入金額を医療事業等に係る収入金額に含めて課税部分の所得金額を求めて差し支えありません。

- 4 「総収入金額」欄の各欄は、次により計算します。

- (1) 「医療事業等に係る収入金額（4）」欄には、社会保険診療収入（社会保険分の収入金額）、自由診療収入、患者等給食収入（ただし、患者外給食収入については、患者外給食材料費と相殺した残額とする。この場合、区分経理が困難なときは、患者外給食材料費＝従業員給食収入＋付添人の給食総数に従業員の給食単価を乗じて得た額とする。）、公衆衛生活動（各種の集団健康診断及び予防接種等）に係る収入、医療相談（人間ドック等個別的な健康診断）収入、受託検査収入及び施設利用収入（受託検査料、医療施設又は医療器械を他の医療機関に利用させた場合等の利用料）等医療に係る収入金額のほか、受取利息、受取配当金、固定資産の賃貸収入、不要品売却収入、物品貸付収入、医薬品等の仕入れリベート収入（販売奨励的な収入で値引き経理しているものも含む）、物品の贈与を受けた場合の経済的利益、生産品等の販売収入（作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品の販売及び物品の加工、修理による収入）、商品販売売上総利益（売上高から売上原価を控除した額）等、医療事業に附随した収入を含む金額（ただし、価格変動準備金及び貸倒引当金等の戻入額並びに益金に計上した国税の還付金（充当金）又は地方税の還付金、過誤納金（充当金）は除きます。）の合計額を記載します。

- (2) 「その他の収入金額（5）」欄には、(4) 欄に記載する収入金額以外の収入（例えば、土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）、建物（これに附属する設備を含みます。）の譲渡益及び有価証券の売却益等に係る収入金額その他これらに類するものの収入金額）の合計額を記載します。

5 「社会保険分の収入金額（7）」欄には、社会保険関係法等の規定に基づく療養の給付等について、支払いを受けた金額（査定損益については、その通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）を記載します。

また、「社会保険分の収入金額」の「内訳」欄には、社会保険関係法等の種類ごとに区分して記載します。この場合、被保険者等の支払う自己負担金、初診料等の金額も含まれます。

6 「（社会保険分の区分明瞭な経費）（8）」欄には、明確に社会保険分のみに係る経費がある場合に、その金額を記載します。

7 「共通経費（区分困難な共通経費）（9）」欄は、「（社会保険分の区分明瞭な経費）（8）」欄、その他部分の区分明瞭な経費（第2号様式「区分明瞭な経費」欄中「その他分」欄の合計と一致します。）を除くすべての経費を記載します。

なお、価格変動準備金、貸倒引当金及び退職給与引当金等の繰入額については、戻入額と相殺して経費に加算又は減算します。

また、固定資産の廃棄、滅失、その他の事由により生じた損失並びに固定資産及び有価証券の譲渡に係る損失は、課税部分に係るもの（その他部分の区分明瞭な経費）とします。

8 申告書等の添付書類

地方税法施行規則第5条にさだめるもののほか、次のものとします。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び勘定科目附属明細書
- (2) 法人税申告書別表4の写
- (3) 各診療月の社会保険診療報酬等の内訳
- (4) その他参考となる書類